



福岡医発第 74 号（地）

令和 5 年 4 月 10 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
（公 印 省 略）

福岡県国民健康保険団体連合会が実施する「訪問健康相談事業」について

福岡県国民健康保険団体連合会では、国保被保険者の健康に関する意識の向上、より良い生活習慣（食事・運動等）の定着を図るため、平成 26 年度から標記事業を実施されていますが、令和 5 年度も引き続き下記保険者において実施することとなった旨、通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

また、本会におきましては、本事業が受診抑制につながることをないように細心の注意を払うよう申し入れをしております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 目的

医療機関へ頻回又は重複受診している被保険者又は重複・多剤投与者に対して、保健師等が適正な受診のための指導や助言及び健康状態に応じた生活指導等を行うことにより、当該被保険者の受診行動の改善及び疾病の早期回復を支援する。

2. 事業実施期間

令和 5 年 6 月～令和 6 年 2 月

3. 事業実施市町村

県内 58 市町村（予定）

（県内全市町村に委託の意向を確認し、委託を希望した市町村にて実施）

北九州市	八女市	春日市	嘉麻市	新宮町	小竹町	大任町
福岡市	筑後市	大野城市	みやま市	古賀町	鞍手町	赤村
大牟田市	大川市	宗像市	糸島市	久山町	桂川町	苅田町
久留米市	行橋市	太宰府市	那珂川市	粕屋町	大刀洗町	筑前町
吉富町※	豊前市	福津市	宇美町	芦屋町	香春町	上毛町
飯塚市	中間市	うきは市	篠栗町	水巻町	添田町	築上町
田川市	小郡市	宮若市	志免町	岡垣町	糸田町	福智町
柳川市	筑紫野市	朝倉市	須恵町	遠賀町	川崎町	みやこ町
大木町	東峰村					

○上表の※印（吉富町）は、令和５年度より実施する新規の市町村。

○令和４年度に実施した直方市については、令和５年度は実施なし。

３．対象者

①次のいずれかに該当する者で、訪問指導の承諾を得られた国民健康保険の被保険者

- ・ 同一月内に同一の診療科に原則 15 回以上の外来受診者（頻回受診者）
- ・ 同一月内に同一の疾病で原則 3 医療機関以上の外来受診者（重複受診者）
- ・ 同一月内に異なる医療機関にて同一の薬剤の処方を受けている者（重複投薬者）
- ・ 同一月内に複数の薬剤の処方を受けている者（多剤投与者）

ただし、癌患者及び精神疾患の患者及び透析患者を除く。

②訪問対象者の年齢：原則 60 歳～74 歳

４．訪問対象者数（見込み）

約 1,300 人（１人原則 2 回訪問）

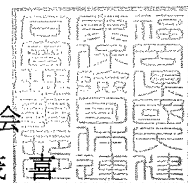
以上



福国保連第 691 号
令和 5 年 3 月 31 日

福岡県医師会会長 } 殿
福岡県薬剤師会会長 }

福岡県国民健康保険団体連合会
理 事 長 武 末 茂 喜



令和 5 年度訪問健康相談事業の実施について（依頼）

本会の事業運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本会におきましては、国保被保険者の健康意識の向上、より良い生活習慣（食事・運動等）の定着を図るため、平成 26 年度から標記事業を実施しているところです。

つきましては、令和 5 年度も引き続き本事業を実施することとなりましたので、貴会のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、業務ご多忙中のところ誠に恐縮に存じますが、本事業の円滑な実施を図るため、関係郡市医師会様への周知等につきまして、ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 事業内容 別紙「事業概要」のとおり。
- 2 その他 訪問委託業者については、決定次第、ご報告いたします。

令和5年度 訪問健康相談事業の概要

1. 事業名

令和5年度訪問健康相談事業（継続事業）

2. 目的

医療機関へ頻回、重複受診している被保険者又は重複・多剤投与者に対して、保健師等が適正な受診のための指導や助言及び健康状態に応じた生活指導等を行うことにより、当該被保険者の受診行動の改善及び疾病の早期回復を支援し、医療費の適正化を図ることを目的とする。

3. 訪問実施期間（予定）

令和5年6月～令和6年2月

4. 事業対象市町村

58市町村（予定）

北九州市	大川市	太宰府市	宇美町	水巻町	添田町	上毛町
福岡市	行橋市	福津市	篠栗町	岡垣町	糸田町	築上町
大牟田市	豊前市	うきは市	志免町	遠賀町	川崎町	福智町
久留米市	中間市	宮若市	須恵町	小竹町	大任町	みやこ町
飯塚市	小郡市	朝倉市	新宮町	鞍手町	赤村	
田川市	筑紫野市	嘉麻市	古賀市	桂川町	荏田町	
柳川市	春日市	みやま市	久山町	大刀洗町	筑前町	
八女市	大野城市	糸島市	粕屋町	大木町	吉富町 ※	
筑後市	宗像市	那珂川市	芦屋町	香春町	東峰村	

○上表の※印は、令和5年度から実施する新規の市町村

5. 訪問健康相談対象者

① 訪問対象者（予定）

次のいずれかに該当する者で、訪問指導の承諾を得られた国民健康保険の被保険者を訪問指導対象者とする。

- ・ 同一月内に同一の診療科に原則15回以上の外来受診者（頻回受診者）
 - ・ 同一月内に同一の疾病で原則3医療機関以上の外来受診者（重複受診者）
 - ・ 同一月内に異なる医療機関にて同一の薬剤の処方を受けている者（重複投薬者）
 - ・ 同一月内に複数の薬剤の処方を受けている者（多剤投与者）
- ただし、癌患者及び精神疾患の患者及び透析患者を除く。

② 訪問対象者の年齢

原則60歳～74歳

③ 訪問対象者数（見込み）

約1,300人（1人原則2回訪問）